

常陸大宮市国民健康保険税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月9日

常陸大宮市長



常陸大宮市規則第31号

常陸大宮市国民健康保険税規則の一部を改正する規則

常陸大宮市国民健康保険税規則（昭和56年大宮町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第22条」を「第24条」に改める。

第3条中「第23条」を「第25条」に改め、「様式第2号（その1）（その2）」を「国様式（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき国が定める様式をいう。以下同じ。）」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条及び第5条 削除

第8条第1号中「様式第6号」を「国様式」に改め、同条第2号中「様式第7号」を「国様式」に改め、同条第3号中「様式第8号」を「国様式」に改め、同条第4号中「様式第9号」を「国様式」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（教示）

第10条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づき、市長が処分をする場合に当該処分の相手方に対して行う教示の文例は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第10条関係）

教示文例

この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、常陸大宮市長に対して審査請求をすることができます（この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決

- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第2号 削除

様式第6号から様式第9号まで 削除

様式第9号(その2)、様式第9号(その3)及び様式第9号(その4)を削る。

様式第 10 号(第9条関係)

令和 年度

国民健康保険料(税)課税台帳

[illegible]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。